人事行政の運営等の状況について

平成27年3月

神奈川県中郡大磯町

目　　次

1 職員の任免及び職員数に関する状況 1
（１）職員の総数 1
（２）部門別職員数の状況 1
（３）年齢別職員構成の状況 1
（４）採用者の状況 2
（５）昇任制度の概要と実施状況 2
（６）転任（人事異動）制度の概要と実施状況 2
（７）希望降任制度の概要と実施状況 3
（８）退職者の状況 3
（９）公益法人等への交流の状況 3
（10）再任用の状況 3

2 職員の給与の状況 3
（１）人件費の状況 3
（２）職員給与費の状況 3
（３）職員の平均年齢、平均給料月額の状況 3
（４）職員の初任給の状況 4
（５）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 4
（６）給料表の種類、級数、額等の概要 4
（７）一般行政職の級別職員数の状況 4
（８）昇給の概要 5
（９）高齢層職員の普通昇給停止（抑制）制度の概要 5
（10）職員の手当の状況 5
（11）特別職等の報酬等の状況 7
（12）ラスパイレス指数の状況 8
（13）給与改定の概要 8
（14）給与抑制措置の状況 9
（15）旅費の概要 9

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 9
（１）職員の勤務時間、休憩時間 9
（２）年次有給休暇 9
（３）特別休暇 9
（４）介護休暇 10
（５）療養休暇 10
（６）育児休業 11
（７）安全衛生管理体制 11

4 職員の分限及び懲戒処分の状況 11

5 職員の服務の状況 12
（１）服務に関する基本原則の概要 12
（２）営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況 12

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 12
（１）人材育成基本方針の概要 12
（２）研修方針・体系の概要と実施状況 12
（３）職員の勤務成績の評定制度の概要 13

7 職員の福祉及び利益の保護の状況 13
（１）共済組合の短期給付及び長期給付の概要 13
（２）共済組合の福祉事業の概要 13
（３）公務災害補償の概要と実施状況 13
（４）職員の健康診断の概要 13
（５）その他職員福祉のための独自の制度の概要 13

8 公平委員会の業務の状況（職員の福祉及び利益の保護の状況） 14
（１）苦情処理制度の概要 14
（２）勤務条件等に関する措置要求制度の概要と状況 14
（３）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況 14

9 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況 14
（１）定員適正化目標 14
（２）職員数の年次別推移 14

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（１） 職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数（定数の範囲内で職員を置いています。） （各年４月１日現在）

区分	職員定数	職員数（計）	（男性）	（女性）
26年	334	259	176	83
25年	334	263	179	84

（２） 部門別職員数の状況

（各年４月１日現在）

区分 / 部門		職員数 26年	職員数 25年	対前年増減数
一般行政部門	議会	3	3	0
	総務	48	52	△ 4
	税務	13	12	1
	民生	36	33	3
	衛生	26	26	0
	労働	0	0	0
	農林水産	6	6	0
	商工	5	4	1
	土木	21	26	△ 5
	小計	158	162	△ 4
特別行政部門	教育	42	43	△ 1
	消防	44	44	0
	小計	86	87	△ 1
公営企業等会計部門	下水道	5	6	△ 1
	その他	10	8	2
	小計	15	14	1
合計		259	263	△ 4

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員 などを含み、短時間勤務、臨時及び非常勤職員を除いています。

2 企業等会計部門のその他とは、国民健康保険、介護保険の部門です。

（３） 年齢別職員構成の状況（26年４月１日現在）

ア 年齢別職員数の状況

区分	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	計
職員数	1	45	61	81	69	2	259

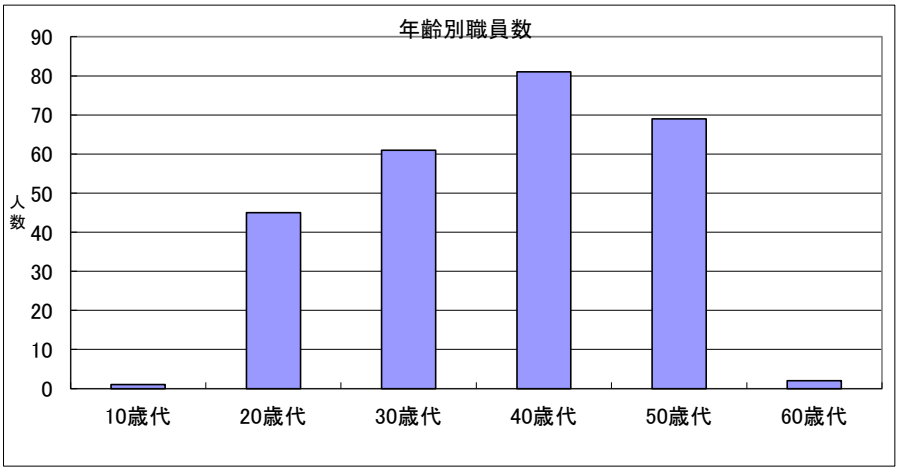

イ 全職員の平均年齢

	26年度	25年度
平均年齢	41.7	42.6

（４） 採用者の状況

ア 職種別採用職員数

一般行政職、消防士など、全て試験による採用を行っています。

１次試験は筆記試験、小論文、体力測定（消防のみ）、２次試験以降は面接を主な内容としています。

	26年度（25年度試験実施）			25年度（24年度試験実施）		
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
一般行政職	6（1）	-	6（1）	10（5）	-	10（5）
消防職	3（0）	-	3（0）	3（0）	-	3（0）
教諭・保育士	2（2）	-	2（2）	2（2）	-	2（2）
計	11（3）	-	11（3）	15（7）	-	15（7）

（注） ( )内は、女性の人数であり、内数です。

イ 採用試験の実施状況

年度	職種区分	受験者	１次試験合格者	最終合格者	倍率
26年度（25年度試験実施）	一般行政職	224（55）	64（13）	8（3）	28.0
	消防職	63（3）	15（0）	3（0）	21.0
	教諭・保育士	6（6）	6（6）	2（2）	3.0
	計	293（64）	85（19）	13（5）	
25年度（24年度試験実施）	一般行政職	132（38）	60（17）	8（4）	16.5
	消防職	13（0）	10（0）	3（0）	4.3
	教諭・保育士	5（5）	5（5）	2（2）	2.5
	計	150（43）	75（22）	13（6）	

（注） ( )内は、女性の人数であり、内数です。

（５） 昇任制度の概要と実施状況

「大磯町職員の給与に関する条例」、「大磯町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」等に基づき、昇任を行っています。
各級において、下記の級はその基準に従い、原則として内部の職員から試験を行い、上位の職に昇任をしています。

【一般行政職】

級	職名	昇任基準
2	主事・技師	1級在職、大学卒については1年以上、短大卒については2年以上、高校卒については2.5年以上、中学卒については5.5年以上の者
3	主任主事・主任技師	2級在職、大学卒については６年以上、短大卒については７年以上、高校卒・中学卒については8.5年以上の者

（６） 転任（人事異動）制度の概要と実施状況

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することをいいます。

26年度の転任（人事異動）者数 52人 （25年度 69人）

区分	町長部局	教育委員会	消防本部	その他
部長級	2(3)	1(0)	1(0)	1(0)
課長級	6(7)	0(3)	3(2)	2(2)
その他	20(29)	10(15)	6(7)	0(1)
計	28(39)	11(18)	10(9)	3(3)

（注） 1 教育委員会には、小・中学校の校長、教頭、教諭等は含みません。
2 ( )内は、前年度の状況です。

（７）　希望降任制度の概要と実施状況

町では、「大磯町職員希望降任制度実施要綱」に基づき行っています。
分限処分ではなく、本人の希望又は同意に基づき下位の職に任命（降任）する場合としては、親の介護、子の育児、本人の肉体的・精神的負担のため職務の軽減が必要な場合等があります。

25年度の降任者数	０人

（８）　退職者の状況

退職者には、以下の事由があります。
定年退職：定年（原則６０歳）により退職する場合
勧奨退職：「大磯町職員の退職勧奨に関する要綱」に基づき、これに応じて退職する場合（５０歳以上）
自己都合退職：本人の都合により退職する場合
その他：死亡による退職等

事由別退職者の数　（25年度）

		定年	勧奨	自己都合	その他	計
一般行政職		7（3）	3（1）	1（6）	0（0）	11（10）
	うち管理職	4（3）	3（1）	0（0）	0（0）	7（4）
消防職		1（0）	2（2）	1（0）	0（0）	4（2）
	うち管理職	1（0）	2（2）	0（0）	0（0）	3（2）
技能労務職		3（4）	0（0）	0（0）	0（0）	3（4）
	うち管理職	―	―	―	―	―
計		11（7）	5（3）	2（6）	0（0）	18（16）
	うち管理職	5（3）	5（3）	0（0）	0（0）	10（6）

（注）（)内は、前年度の状況です。

（９）　公益法人等への交流の状況

25年度	0人

（10）　再任用の状況

25年度	1人

2 職員の給与の状況

（１）　人件費の状況
人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している神奈川県市町村共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口（年度末現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A
25年度	33,161人	9,257,021千円	319,985千円	2,151,282千円	23.2%
24年度	33,263人	9,723,678千円	224,910千円	2,186,470千円	22.5%

（注）　一般会計とは、特別会計（国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業）を除いたものです。

（２）　職員給与費の状況

（一般会計予算）

区分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たりの給与費 B／A
26年度	271人	944,957千円	234,069千円	346,370千円	1,525,396千円	5,629千円
25年度	267人	951,426千円	227,719千円	352,567千円	1,531,712千円	5,737千円

（注）　1　職員手当には退職手当を含みません。
　　2　職員数及び給与費は当初予算に計上された額です。

（３）　職員の平均年齢、平均給料月額の状況　（各年４月１日現在）

ア　一般行政職

区分		平均年齢	平均給料月額	（減額後）
26年度	大磯町	42.5歳	313,400円	-
	国	43.5歳	335,000円	-
25年度	大磯町	43.1歳	316,796円	(305,888円)
	国	43.1歳	332,446円	(307,220円)

イ 技能労務職

区	分	平均年齢	平均給料月額	(減額後)
26年度	大　磯　町	55.9歳	290,700円	-
	国	50.1歳	287,992円	-
25年度	大　磯　町	55.5歳	285,980円	(227,623円)
	国	49.9歳	286,850円	(272,119円)

(注) 「平均給料月額」とは、各年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
※大磯町では、25年７月から26年３月まで減額措置を行いました。大磯町の減額後の額は、25年７月１日現在の額です。

(4) 職員の初任給の状況

(26年４月１日現在)

区	分	大磯町	神奈川県	国
一般行政職	大　学　卒	175,600円	178,800円	172,200円
	高　校　卒	147,200円	144,500円	140,100円

(５) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (26年４月１日現在)

区	分	経験年数１０年	経験年数１５年	経験年数２０年
一般行政職	大　学　卒	243,400円	255,100円	357,000円
	高　校　卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

(６) 給料表の種類、級数、額等の概要

職員の給料については、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号級」ごとに決められています。

(26年４月１日現在)

種類		級数						
		１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
一般行政職	最高額	218,600円	274,700円	336,300円	366,400円	427,800円	454,800円	482,800円
	最低額	135,600円	161,600円	228,600円	252,600円	279,100円	307,800円	339,100円

種類		１級	２級	３級	４級
技能労務職	最高額	257,400円	299,800円	312,000円	336,900円
	最低額	120,200円	177,100円	212,800円	241,600円

種類		１級	２級Ｂ	２級Ａ	３級
幼稚園教諭	最高額	232,900円	293,300円	361,700円	372,500円
	最低額	134,000円	170,200円	237,200円	260,500円

(７) 一般行政職の級別職員数の状況

(１) 一般行政職の級別職員数の状況 (26年４月１日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１級	主事補	10人	6.8%
		(12人)	(7.9%)
２級	主事	28人	19.0%
		(25人)	(16.6%)
３級	主任主事	26人	17.7%
		(30人)	(19.9%)
４級	主査	21人	14.3%
		(20人)	(13.2%)
５級	副主幹	22人	15.0%
		(23人)	(15.2%)
６級	課長	32人	21.8%
		(33人)	(21.9%)
７級	部長	8人	5.4%
		(8人)	(5.3%)
合　計		147人	100.0%
		(151人)	(100.0%)

(注) 1 大磯町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 職員数には、税務職員、保健師、栄養士、保育士、消防職員、技能労務職員、教育公務員を含みません。
3 標準的な職務内容とは、それぞれの級の該当する代表的な職務です。
4 (　) 内は、前年４月１日現在の状況です。

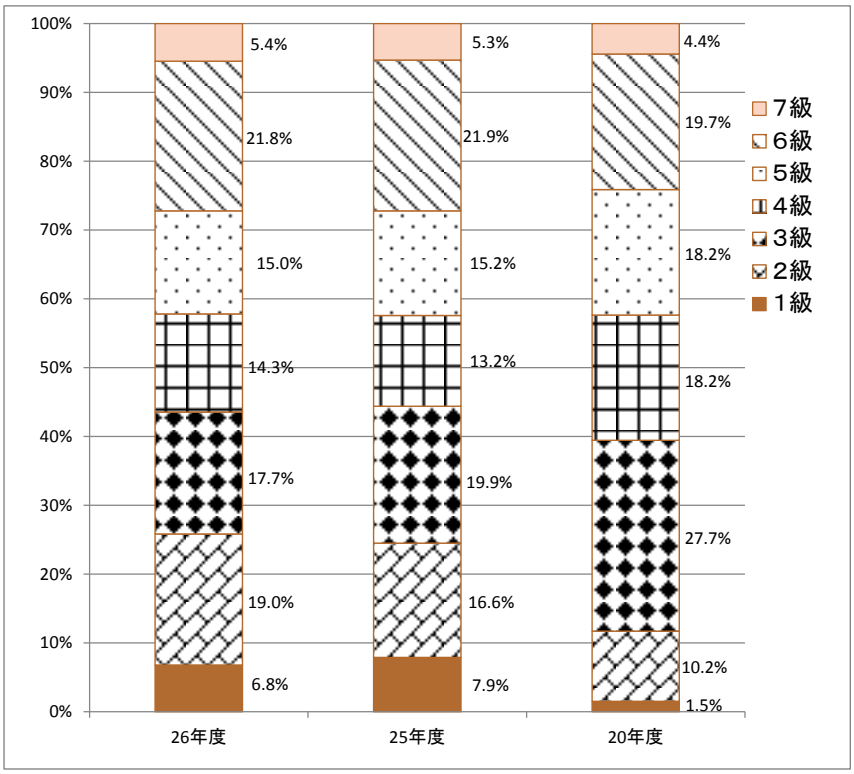

（８） 昇給の概要

1年間の人事評価に基づく勤務成績により、毎年１月１日にＡ～Ｅの５段階の昇給区分に決定します。

評価区分	A	B	C	D	E
昇給号数	８以上	6	4	2	0

（９） 高齢層職員の普通昇給停止（抑制）制度の概要

高齢層職員の普通昇給停止（抑制）制度とは、民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給抑制や、昇給停止をする制度です。なお、昇給抑制とは、昇給号数を通常の半分程度とすることで、昇給停止とは、昇給自体を行わないことです。

職種	大磯町	国	該当職員数	
			25年度	24年度
一般行政職	昇給抑制：55歳 55歳以上の昇給について 通常の半分程度に抑制		15	16
消防職			1	2
技能労務職			3	6
一般行政職	昇給停止：57歳	－	23	14
消防職			1	4
技能労務職			10	11

（１０） 職員の手当の状況

ア 期末手当･勤勉手当

大磯町	神奈川県	国
１人当たり平均支給額（25年度） 1,330千円	１人当たり平均支給額（25年度） 1,564千円	－
（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分	（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分	（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～１８％ ・管理職加算 無	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～２０％ ・管理職加算 １０～２０％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～２０％ ・管理職加算 １０～２５％

イ 退職手当（26年４月１日現在）

大　　磯　　町			神奈川県・国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	21.62月分	27.025月分	勤続２０年	21.62月分	27.025月分
勤続２５年	30.82月分	36.57月分	勤続２５年	30.82月分	36.57月分
勤続３５年	43.70月分	52.44月分	勤続３５年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	2%～20%加算		定年前早期退職特例措置	2%～45%加算	
１人当たり平均支給額	16,415,574円				

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

退職手当は、本町が加入する神奈川県市町村職員退職手当組合から支給されます。

ウ 地域手当（26年４月１日現在）

支　給　実　績　（25年度決算）	31,956千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（25年度）	116,534円		
支　給　対　象　地　域	支　給　率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
大磯町全域	3%	全職員	3%

エ 特殊勤務手当（26年４月１日現在）

支　給　実　績　（25年度決算）			1,128千円
支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）			27,502円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）			15.6%
手　当　の　種　類　（　手　当　数　）			1
手　当　の　名　称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	火災その他の災害に出動	出動１回につき、２００円
		救急事故に出動し、被救助者の救出、救助に従事した場合	出動１回につき、２００円
			出動中救急救命士法に基づく処置を行った場合、出動１回につき、５１０円

オ 時間外勤務手当

支　給　実　績　（25年度決算）	51,227千円
支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）	294,404円

カ その他の手当（26年４月１日現在）

手当名		本町の内容及び単価等		国の内容及び単価等		支給実績（25年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当		配偶者	13,600円	配偶者	13,000円	31,987千円	236,937円
		配偶者以外の扶養親族のうち、２人まで	6,500円	配偶者以外の扶養親族のうち、２人まで	6,500円		
		扶養親族でない配偶者を有する場合の１人目	7,000円	扶養親族でない配偶者を有する場合の１人目	6,500円		
		配偶者のいない職員の扶養親族のうち１人目	11,000円	配偶者のいない職員の扶養親族のうち１人目	11,000円		
		その他の扶養親族	5,500円	その他の扶養親族	6,500円		
		特定扶養の期間（満16歳から満22歳）にある子１人に対する加算額	5,000円	特定扶養の期間（満16歳から満22歳）にある子１人に対する加算額	5,000円		
住居手当		借家・貸間	27,000円 家賃が27,000円未満のときは、家賃の額	家賃23,000円以下	家賃－12,000円	24,498千円	159,072円
				家賃23,000円超	（家賃－23,000円）×1/2＋11,000円		
				家賃55,000円以上	27,000円		
		持家	10,000円	支給なし			
		その他	支給なし				
通勤手当	自転車等の交通用具を利用	2km～5km	4,000円	～5km	2,000円	18,439千円	77,681円
		5km～10km	5,200円	5km～10km	4,100円		
		10km～15km	7,300円	10km～15km	6,500円		
		15km～20km	8,900円	15km～20km	8,900円		
		20km～25km	11,300円	20km～25km	11,300円		
		25km～30km	13,700円	25km～30km	13,700円		
		30km～35km	16,100円	30km～35km	16,100円		
		35km～40km	18,500円	35km～40km	18,500円		
		40km～	20,900円	40km～45km	20,900円		
				45km～50km	21,800円		
				50km～55km	22,700円		
				55km～60km	23,600円		
				60km～	24,500円		
	交通機関等を利用	６か月定期相当分を支給		６か月定期相当分を支給			
管理職手当		課長	14～16%	官職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の25%を限度		52,367千円	623,406円
		副主幹	12%				
管理職特別勤務手当		課長	10,000円～12,000円	各官職及び区分により、勤務１回につき、6,000円～18,000円の範囲内で支給 （６時間を超える場合は、５割増）		464千円	9,872円
		副主幹	8,000円				
休日勤務手当		休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務１時間当たりの給与額に135%を乗じた額を支給		休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務１時間当たりの給与額に135%を乗じた額を支給		5,574千円	154,818円
夜間勤務手当		正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した全時間につきに勤務１時間当たりの給与額に25%を乗じた額を支給		正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した全時間につきに勤務１時間当たりの給与額に25%を乗じた額を支給		2,121千円	73,125円
宿日直手当		勤務１回につき、6,700円		勤務の態様に応じ、勤務１回につき、4,200円～20,000円を支給		1,139千円	10,982円

（１１） 特別職等の報酬等の状況（26年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料			（参考）類似団体における最高/最低額
	町長	383,500円(767,000円)	904,000円/383,500円
	副町長	623,000円	750,000円/478,800円
	教育長	575,000円	－
報酬	議長	423,000円	486,500円/227,000円
	副議長	344,000円	419,300円/182,000円
	議員	315,000円	390,000円/157,000円
期末手当	町長 副町長 教育長	（25年度支給割合） 3.85月分	
	議長 副議長 議員	（25年度支給割合） 4.15月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額） （支給時期）
	町長	給料月額×勤続月数×37.5／100	13,806,000円 任期ごと
	副町長	給料月額×勤続月数×25／100	7,476,000円 任期ごと
	教育長	給料月額×勤続月数×20／100	5,520,000円 任期ごと

※ 教育長の類似団体における最高/最低額については国の集計がありません。

※ 町長の給料の括弧内の額は、減額前の金額です。

※ 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期(４年=48か月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

【町長・副町長・教育長における減額措置の状況】	
平成13年度～20年度	期末手当を町長50%、助役30%、収入役及び教育長20%減額（19年４月から助役、収入役を廃止、副町長を設置）
平成23年３月～6月	給料・地域手当を町長・副町長90%減額（23年４月から副町長不在）
平成23年６月～26年12月	期末手当を町長・教育長50%減額（23年12月の期末手当はさらに町長50万円減額）
平成23年6月～9月	給料・地域手当を教育長75%減額
平成23年７月～26年３月	給料・地域手当を副町長50%減額（25年3月末まで副町長不在）
平成23年７月～26年12月14日	給料・地域手当を町長50%減額
平成23年10月～26年３月	給料・地域手当を教育長50%減額

（１２） ラスパイレス指数の状況

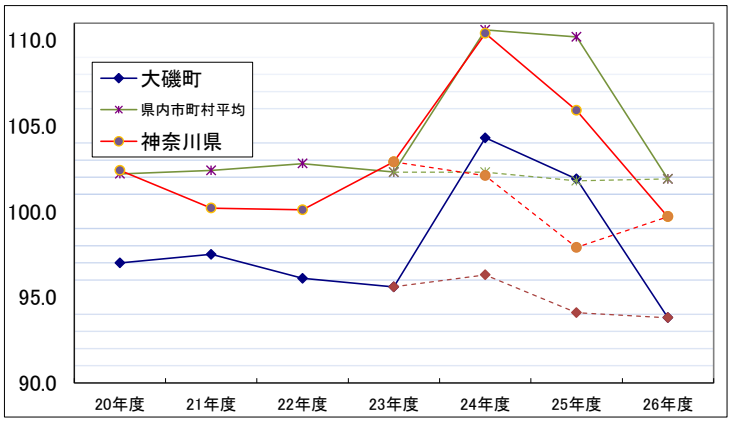

※24･25年度について国は臨時特例法により減額措置を行っています。点線は国減額前との指数です。

（注） １ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
２ 市町村の平均ラスパイレス指数は、各市町村のラスパイレス指数の単純平均ではありません。
（ラスパイレス指数の算出方法）
国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、地方公務員の構成が国家公務員と同一であると仮定の上、区分ごとに大磯町職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

	大磯町		県内市町村平均		神奈川県	
20年度	97.0		102.2		102.4	
21年度	97.5		102.4		100.2	
22年度	96.1		102.8		100.1	
23年度	95.6		102.3		102.9	
24年度	104.3	(96.3)	110.6	(102.3)	110.4	(102.1)
25年度	101.9	(94.1)	110.2	(101.8)	105.9	(97.9)
26年度	93.8		101.9		99.7	

※（ ）は国減額前との指数です。

（１３） 給与改定の概要

人事院が国家公務員の給与に対して行った勧告（人事院勧告）に基づく改定の経過

（一般職）

項 目	大磯町の改定状況	実施時期	国
給料	△３．０%改定	H17.12～	△３．０%改定
	平均△４．８%改定（最高△７．０%）	H18.4～	平均△４．８%改定（最高△７．０%）
手当	配偶者に係る扶養手当を500円減額	H17.12～	配偶者に係る扶養手当を500円減額
	勤勉手当における支給率を年0.5か月増	H17.12～	勤勉手当における支給率を年0.5か月増
	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～	調整手当を廃止、地域手当を新設
	調整手当支給率８～１０%を地域手当一律３%に改定	H18.4～	調整手当支給率０～１２%を地域手当０～１８%に改定
	配偶者以外の3人目以降に係る扶養手当を500円増額	H20.4～	配偶者以外の3人目以降に係る扶養手当を500円増額
	期末勤勉手当における支給率を年0.35か月減	H21.6～	期末勤勉手当における支給率を年0.35か月減
	期末勤勉手当における支給率を年0.2か月減	H22.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.2か月減
	期末勤勉手当における支給率を年0.15か月増	H26.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.15か月増

（常勤特別職等：町長・副町長・教育長）

項 目	大磯町の改定状況	実施時期
手当	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～
	調整手当支給率８%を地域手当３%に改定	H18.4～
	期末手当における支給率を年0.35か月減	H21.6～
	期末手当における支給率を年0.2か月減	H22.12～

（１４）　給与抑制措置の状況

（一般職）

・行財政改革のため、平成16年４月から調整手当の支給率を一律10%から部長・課長級の支給率８％（△２％）、副主（技）幹・主査級の支給率を９％（△1%）に削減するとともに、管理職手当を部長級15%（△３％）・課長級14%（△３％）・副主（技）幹級12%（△３％）に削減を実施しました。（「調整手当」については、現在、「地域手当」に名称が変更となり、国の基準に基づき、一律３%となっています。）

・平成25年７月～26年３月　給料を２～５%減額（手当に連動）

（１５）　旅費の概要

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の旅費によって計算されます。鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊賃及び赴任旅費の６種類です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）　職員の勤務時間、休憩時間

職員の勤務時間は、原則として８時30分から17時15分までの１日7時間45分、週38時間45分です。7時間45分のうち１時間の休憩時間があります。

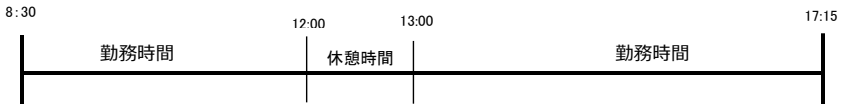

（２）　年次有給休暇

労働基準法に従い、原則として１年に20日の年次有給休暇が与えられます。各年１月１日から12月31日の間で付与・取得します。

25年の平均取得日数	24年の平均取得日数
4.3日	4.8日

（３）　特別休暇

年次休暇以外にも、特別な理由に該当する場合は、特別な休暇があります。

内容	具体的な内容	期間
感染症の予防及び医療による休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間
公民権の行使のための休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
官公署への出頭による休暇	職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
結婚	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日から連続する５日の範囲内の期間
出産する予定の女性職員の休暇	６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合	出産予定日前６週間（多胎妊娠にあっては、１４週間）目に当たる日から申し出た期間
女性職員の出産	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過するまでの期間
職員の生後１年未満の子の保育	生後１年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合（男性職員にあっては、配偶者がこの休暇を承認され、取得する分を除く）	１日２回それぞれ３０分以内の期間
妊娠中の女性職員の通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な影響を与える程度に及ぶものであると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて１日につき１時間を越えない範囲内の時間
妊娠中、出産後１年以内の女性職員の保健休暇	妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠２３週までは４週間に１回、妊娠２４週から３５週までは２週間に１回、妊娠３６週から出産まで１週間に１回、産後１年まではその間に１回必要と認められる時間

職員の妻の出産	職員の妻（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	出産の日から１週間以内で３日の範囲内の期間
就学前の子の看護休暇	小学校就学の式に達するまでの子（配偶者の子を含む）を養育する職員が、負傷又は疾病にかかった子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年において５日の範囲内の期間
短期介護休暇	日常生活を営むのに支障がある者の介護及び必要な世話を行う職員が、その介護及び必要な世話のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年において５日の範囲内の期間（要介護者が2名以上の場合にあっては、10日）
女性職員の生理休暇	女性職員が生理のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	原則として２日を越えない範囲内で必要とする場合
服忌（職員の親族の葬儀等）のための休暇	職員の親族（※別表中の親族）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復する日数を加えた日数）
服忌（職員の父母の追悼行事）のための休暇	職員の父母の追悼のための特別な行事（父母の死後５０年以内に行われるものに限る）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１日の範囲内の期間
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１の年の７月から９月まで（任命権者が別に指定する場合は、その期間）の期間の内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する５日の範囲内の期間
風水震災等による住居損壊等の復旧作業のための休暇	地震、水害、火災その他の災害により、職員の現住居が消失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のために勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
風水震災・交通機関の不可抗力の事故のため休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
風水震災等による出退勤途上の危険回避のための休暇	地震、水害、火災その他の災害において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

※別表

親族		日数
配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）		１０日
血族	父母	７日
	子	５日
	祖父母、兄弟姉妹	３日
	孫、伯叔父母	1日
	兄弟姉妹の子	1日
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	３日
	配偶者兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者	２日
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の伯叔父母	１日
	子の配偶者、祖父母の配偶者、伯叔父母の配偶者	１日
	配偶者の兄弟姉妹の子、兄弟姉妹の子の配偶者	１日

（４）　介護休暇

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する６か月の期間内、取得することができます。

介護休暇は１日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

	取得者数（人）	
	25年度	24年度
介護休暇	0(0)	0(0)

（注）　１　(　)内は、女性の内数です。

２　前年度から継続して取得している人を含みます。

（５）　療養休暇

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明に基づき、療養するために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

	取得者数（人）	
	25年度	24年度
療養休暇	15(7)	14(6)

（注）　１　(　)内は、女性の内数です。

２　前年度から継続して取得している人を含みます。

（６）　育児休業

職員が育児をするための休業制度があり、最長３年間取得することができます。

また、育児休業は１日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者数 （人）	
	25年度	24年度
育児休業	2(2)	2(2)
部分休業	0(0)	0(0)

（注）　1　(　)内は、女性の内数です。

2　前年度から継続して取得している人を含みます。

（７）　安全衛生管理体制

事業場の規模及び業種によって、安全衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

組織等	説明	25年度		24年度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者	0	0	0	0
安全管理者	総括安全衛生管理者のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者	0	0	0	0
衛生管理者	総括安全衛生管理者のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	1	1	1	0
安全衛生推進者等	安全衛生管理者及び衛生管理者の専任が義務られていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者	9	9	9	0
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	1	1	1	1
安全・衛生委員会	職員の安全及び衛生に関す事項を調査審議するための委員会	1	1	1	0

４　職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

ア　分限処分者

分限処分：職員がその職責を十分に果たすことのできない一定の理由がある場合に、公務の能率や維持を目的として、職員の意に反して行う行政処分のこと

（25年度・単位:人）

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	14 (26)		14 (26)
職に必要な適性を欠く場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)			0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合			0 (0)		0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	14 (26)	0 (0)	14 (26)

（注）　人数はのべ数です。(　)内は、前年度の状況です。

イ 懲戒処分者

懲戒処分：職員に一定の義務違反がある場合に、道義的責任を追求し秩序を維持することを目的として行われる制裁的処分のこと。

(25年度･単位:人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（注） 人数は延べ人数です。( )内は、前年度の状況です。

5 職員の服務の状況

（１） 服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中、全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務違反	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

（２） 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可人数（25年度）：13名

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（１） 人材育成基本方針の概要

大磯町は、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針「大磯町人材育成基本方針」を平成１７年３月に策定しました。

（２） 研修方針・体系の概要と実施状況

ア 研修方針

研修は、①職場（内）研修（OJT)：職場内において職務を通じて行われる研修、②職場外研修（OffJT)：本来の職場から離れて一定期間集中的に行う研修と、③自己啓発：職員が自分に必要な知識や能力を自ら認識し、自分の意志をもって能力の開発・向上のために学習することを組み合わせることにより、適切に能力開発が行われるよう研修を実施しました。

イ 実施状況

実施状況は以下のとおりです。

25年度			
庁内研修	新採用職員研修		15
	新採用職員実地体験研修		11
	一市二町合同研修		16
	三町合同研修		7
	住民対応力アップ研修		74
	事務の効率性・正確性向上研修		69
	分かりやすい説明の仕方研修		54
	管理職セミナー		46
	職員人権研修		27
	職員健康セミナー		195
派遣研修	新採用職員		15
	基本研修	企画力開発	5
		財務	4
		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽｷﾙｱｯﾌﾟ	4
		ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ	2
		地方自治の現状と法	3
		住民対応	5
		ﾀｲﾑﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	2
		法制執務	1
		住民との協働	3
	監督者級	コーチング	1
		住民対応	1
		目標によるﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	1
	管理者級	マネジメント	1
	専門研修		11
	全体研修		5
	情報研修		10
	技術研修		6
	トップマネジメント		1
	湘南地区町村会	管理職	21
		職員交流会	10
		防災研修会	7
	県外先進自治体視察		6
合計			639

24年度			
庁内研修	新採用職員研修		15
	新採用職員実地体験研修		15
	一市二町合同研修		13
	三町合同研修		6
	管理職プレゼンテーション研修		34
	メンタルヘルス研修（セルフケア）		99
	組織のためのﾀｲﾑﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ研修		48
	職員を元気にする研修		16
派遣研修	新採用職員		9
	基本研修	財務	4
		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽｷﾙｱｯﾌﾟ	3
		ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ	5
		地方自治の現状と法	3
		接遇・住民対応	3
		法制執務	2
		住民との協働	5
		政策法務	1
	監督者級	コーチング	1
		住民対応	2
	管理者級	マネジメント	1
	専門研修		13
	全体研修		1
	情報研修		15
	技術研修		4
	トップマネジメント		2
	湘南地区町村会	管理職	15
		職員交流会	9
	県外先進自治体視察		2
合計			346

※ 数値は延べ人数です

（３）　職員の勤務成績の評定制度の概要

職員の執務について勤務成績の評価を統一的に行い、職員の指導及び監督の有効な指針とするとともに、公正な人事管理を行い、職員の勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的とする制度です。

町では、①職員の能力の育成をし、その能力を最大化することにより、組織力を高めること、②町組織のポストや給与原資を公平かつ納得のある配分をすること、③地方公務員法第40条に規定された勤務評定制度の趣旨を実際に生かすことを目的として、平成16年９月から、一般行政職を対象に能力行動意欲評価を実施し、現在は全職員を対象に実施しています。評価内容は、昇給に反映します。

評定期間	基準日前、同年度４月１日からの期間
評価段階	５段階

7　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）　共済組合の短期給付及び長期給付の概要

町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入して、短期・長期給付を受けることができます。

（教育委員会の一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。）

共済組合の短期給付

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

共済組合の長期給付（厚生年金相当部分、職域年金相当部分）

退職給付	退職共済年金	職員（共済組合員）期間等２５年以上の者が退職した場合で、６５歳に達したときに支給
障害給付	障害共済年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
	障害一時金	軽度の障害の状態のときに支給
遺族給付	遺族共済年金	組合員が死亡したときに遺族に支給

国民年金からの給付（基礎年金）

老齢基礎年金	職員（共済組合員）期間等２５年以上の者が退職した場合で、６５歳に達したときに支給
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
遺族基礎年金	組合員が死亡したときに支給

（注）　神奈川県市町村職員共済組合は、常勤する職員を組合員として組織される団体や職員からの掛金と地方公共団体からの負担金などにより運営されています。

（２）　共済組合の福祉事業の概要

福祉事業としては、職員（組合員）の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

（３）　公務災害補償の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が傷病したり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区分		25年度		24年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	1	0	1	0
公務上の災害	新規認定件数	4	0	1	0

（４）　職員の健康診断の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年１回実施しています。

（５）　その他職員福祉のための独自の制度の概要

大磯町には、職員の互助共済のための「互助会」は設置されていません。

8　公平委員会の業務の状況（職員の福祉及び利益の保護の状況）

（１）　苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申立て及び相談を公平委員会にすることができます。

（２）　勤務条件等に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

25年度当初係属件数	新規申立件数	処理件数					25年度末係属件数
		要求容認	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

（３）　不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して公平委員会に不服の申立てをすることができます。

25年度当初係属件数	新規申立件数	処理件数					25年度末係属件数
		処分取消し	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

9　定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

町では、17年度に比べ、５年間で職員数を約１割削減しました。「大磯町第３次定員適正化計画」に基づき簡素で効率的な行財政を進める一方で、住民サービスの水準を確保していくため、260人体制の維持を基本とした適正な定員管理を行っていきます。

（１）定員適正化目標

計　画　期　間	
始　期	終　期
23年度	27年度
数　値　目　標	
260人	

（２）職員数の年次別推移

各年４月１日現在

部門	区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年
一般行政	職員数	162	156	154	158	162	158
	対前年増減数		△ 6	△ 2	4	4	△ 4
教　育	職員数	49	46	46	43	43	42
	対前年増減数		△ 3	0	△ 3	0	△ 1
消　防	職員数	45	44	44	45	44	44
	対前年増減数		△ 1	0	1	△ 1	0
公営企業等	職員数	15	15	15	15	14	15
	対前年増減数		0	0	0	△ 1	1
合　計	職員数	271	261	259	261	263	259
	対前年増減数		△ 10	△ 2	2	2	△ 4

（注）　１　職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員　などを含み、短時間勤務、臨時及び非常勤職員を除いています。